

# 秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第12回）

日時：令和2年9月29日（火）

午後4時00分～

場所：第二庁舎4階 災害対策本部室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

（1）新型コロナウイルス感染者の発生状況及び検査・相談状況について  
（資料1、2）

（2）感染の拡大に備えた検査・医療体制、インフルエンザワクチンの接種等について（資料3、4、5）

（3）感染拡大地域との往来制限の緩和について  
（資料6）

（4）その他

### 3 知事指示

### 4 閉 会

## 感染拡大地域における新型コロナウイルス感染者の発生状況について

令和 2 年 9 月 2 9 日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

## 1 感染拡大地域の感染状況の変化

※ 8 / 3 に感染拡大地域との往来に関する強い注意喚起の知事メッセージを公表

都道府県 (①の順位)		8 / 1 ~ 7 ①	9 / 2 1 ~ 2 7 ②	② / ①
1	東京都	2,416人	1,049人	43%
2	大阪府	1,339人	387人	29%
3	愛知県	1,066人	171人	16%
4	福岡県	858人	20人	2%
5	神奈川県	575人	361人	63%
6	沖縄県	489人	75人	15%
7	埼玉県	425人	149人	35%
8	千葉県	405人	168人	41%
9	兵庫県	326人	88人	27%
10	京都府	165人	51人	31%

全 国	9,537人	2,947人	31%
-----	--------	--------	-----

## 2 東北の感染状況の変化

都道府県 (①の順位)		8 / 1 ~ 7 ①	9 / 2 1 ~ 2 7 ②	② / ①
47	青森県	0人	0人	—
44	岩手県	3人	0人	0%
31	宮城県	22人	24人	109%
47	山形県	0人	0人	—
42	福島県	6人	26人	433%
35	秋田県	14人	0人	0%

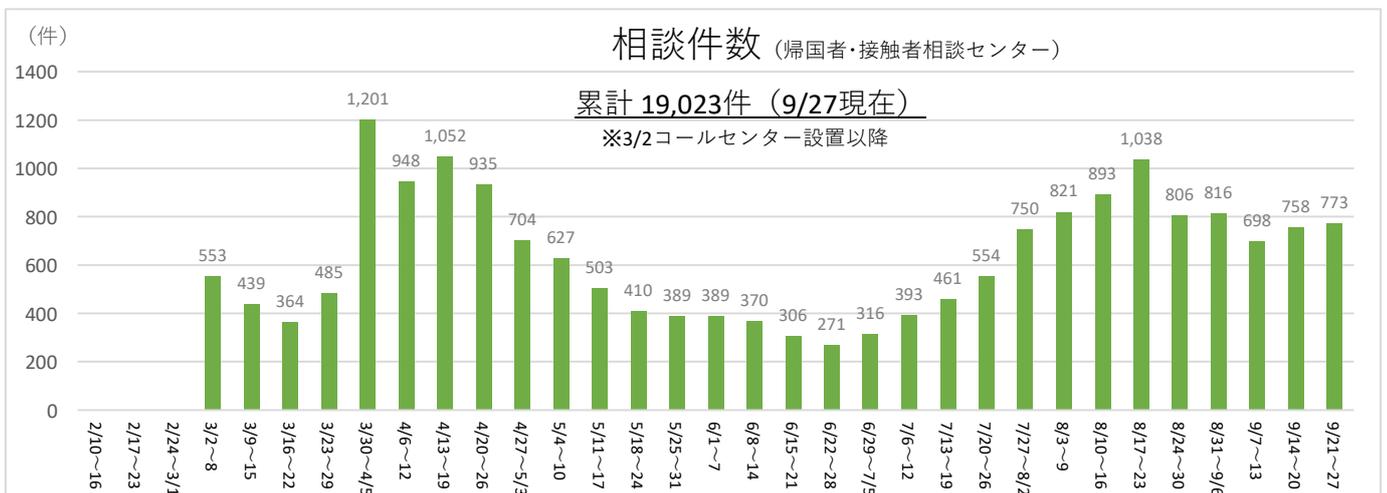
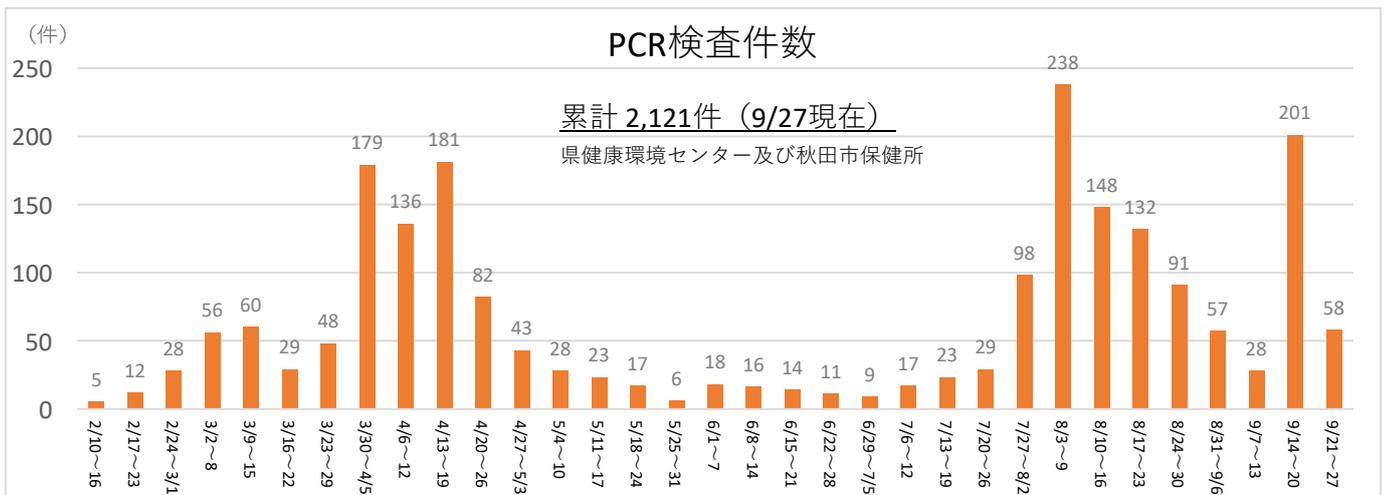
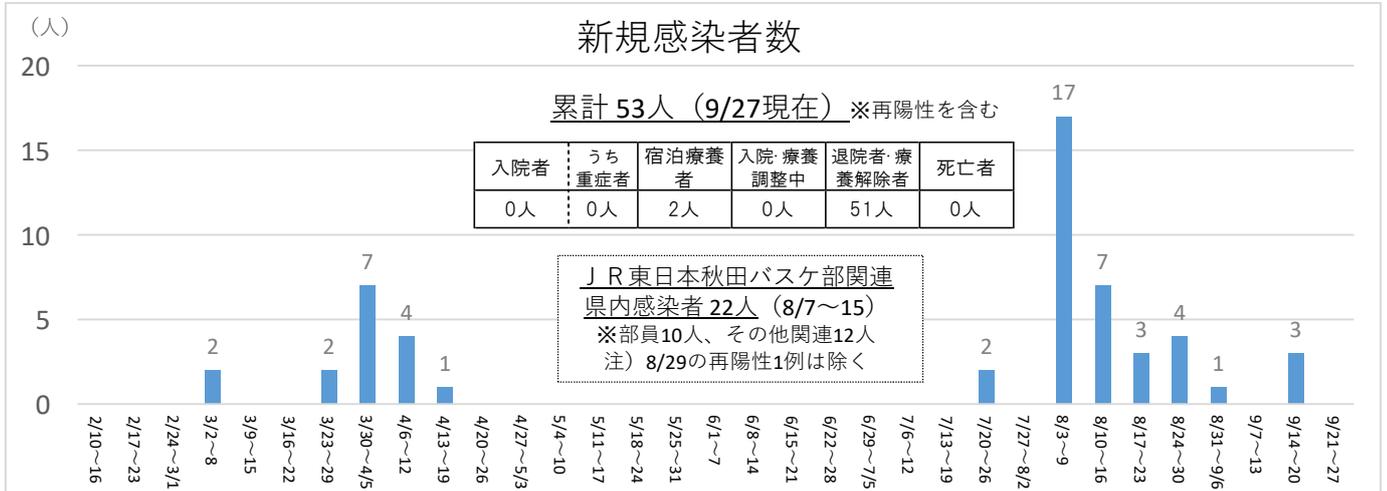
1、2とも厚生労働省公表資料より

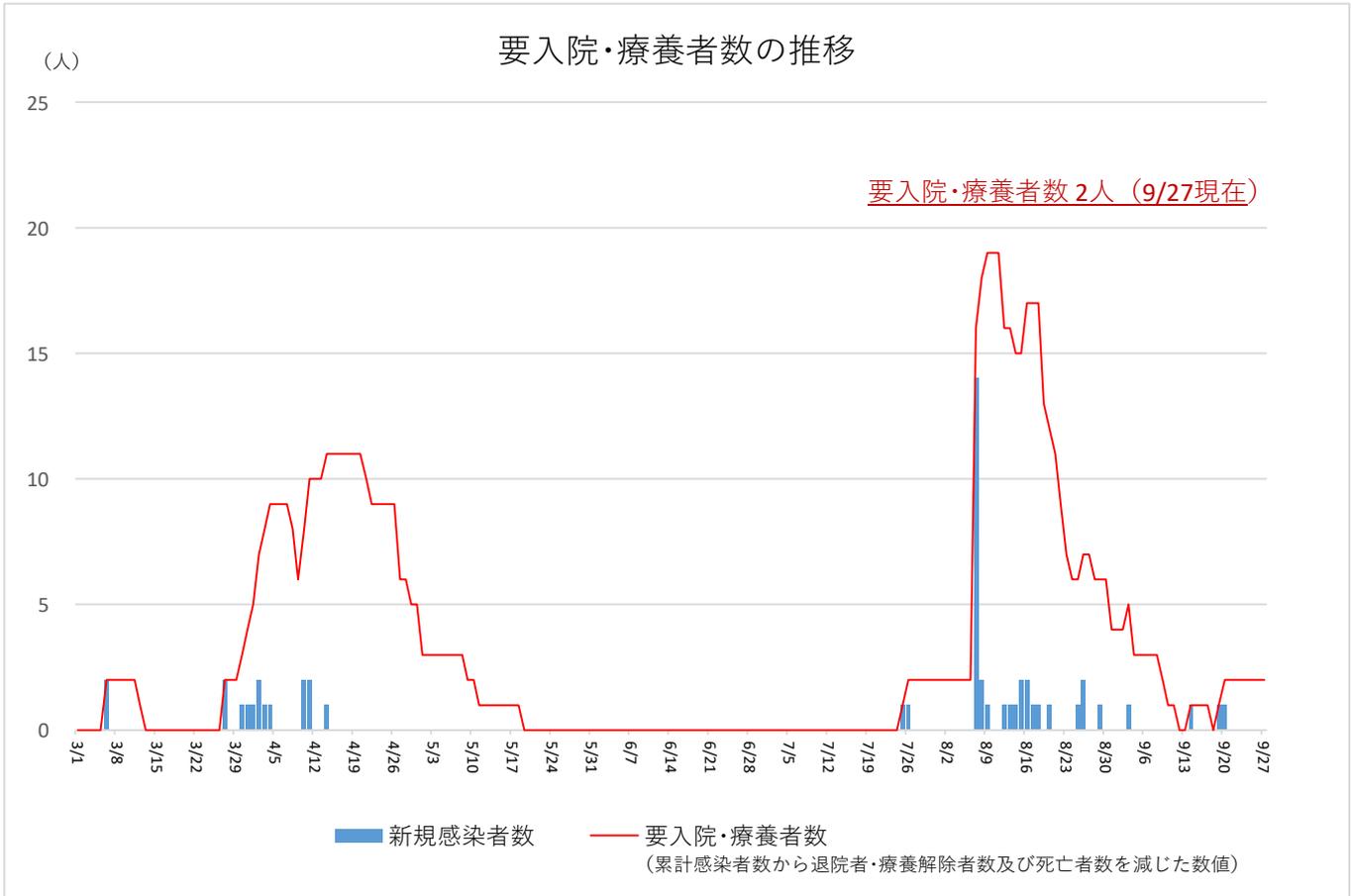
- 9月25日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、「新規感染者数は、8月第1週をピークとして全国的に減少に転じたが、その傾向に鈍化傾向が見られ」警戒を続けていく必要があるとしており、感染動向を引き続き注意していくことが必要

## 新型コロナウイルス感染者の県内発生状況等について

令和2年9月29日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部





年代別 累計感染者数 (9/27現在)

(人)

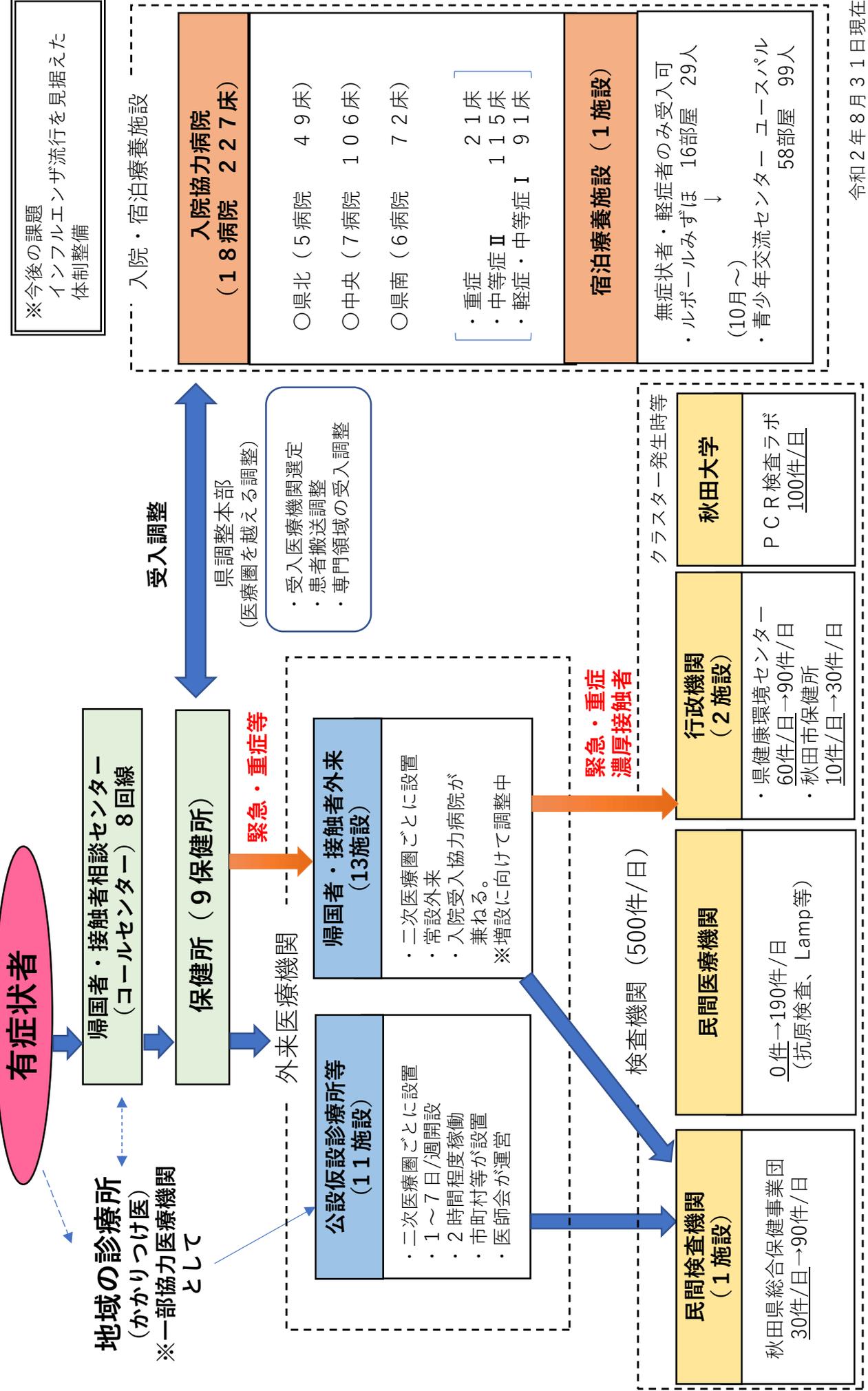
10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	計
2	4	20	12	5	4	4	0	2	53

管轄保健所別 累計感染者数 (9/27現在)

(人)

大館	北秋田	能代	秋田中央	秋田市	由利本荘	大仙	横手	湯沢	計
1	0	4	4	29	7	6	1	1	53

# 秋田県新型コロナウイルス感染症 外来医療・入院医療 全体図



# 季節性インフルエンザワクチン 接種時期ご協力のお願い

今年は過去5年で最大量のワクチンが供給される予定ですが、より必要とされている方に確実に届くように、ご協力をお願いします。

接種希望の方はお早めに

65歳以上の方※  
(定期接種対象者)

# 10月1日～

左記以外の方は  
10月26日以降に  
接種していただくよう  
お願いします。

※65歳以上の方のほか、60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者の方などが対象となります。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせ下さい。

- 感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いの徹底をお願いします。
- 接種に当たっては、あらかじめ医療機関にお電話での予約をお願いします。
- インフルエンザワクチンは重症化予防などの効果がある一方で、発病を必ず防ぐわけではなく、接種時の体調などによって副反応が生じる場合があります。医師と相談の上、接種いただくとともに、接種後に体調に異変が生じた場合は医療機関にご相談いただくようお願いいたします。
- お示した日程はあくまで目安であり、前後があっても接種を妨げるものではありません。

## 県民の皆さまへお知らせ

### あなたの力を必要としています

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医療・介護施設等で就労する看護職が必要です。特に無症状者や軽症者を受け入れる宿泊療養所の看護職が求められています。
- 現在就労されていない看護職の方の現場復帰をお待ちしています。復職が不安な方への支援も行っています。
- 『秋田県ナースセンター』まで、お問い合わせください。

TEL.018-832-8810 [秋田県ナースセンター 検索](#)

### コロナ禍でも医療機関で 必要な受診をしましょう

- 過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性があります。
- 持病の治療や予防接種・健診等の健康管理は重要です。
- 医療機関では感染防止対策が行われています。
- 具合が悪いなど健康に不安がある時は、まずはかかりつけ医に電話で相談しましょう。

詳しくは、厚生労働省公式ウェブサイト [上手な医療のかかり方 検索](#)

体調に異変を感じたら、医療機関を受診する前にご相談ください

## あきた新型コロナ受診相談センター(コールセンター)

24時間受付

018-866-7050

8:00～17:00(毎日)

018-895-9176・0570-011-567

※10月1日から、あきた帰国者・接触者相談センターの名称と受付時間が変更になります。

【9月30日まで 9:00～17:00】

【9月30日まで 9:00～21:00】

## NO!感染症ハラスメント

新型コロナウイルス感染について、不確かな情報に基づく嫌がらせや、SNS等での誹謗・中傷が見られます。こうした行為は人権侵害です。正しい情報に基づく冷静な行動をお願いします。

新型コロナウイルスと闘う

医療に関わるすべての皆さまへ感謝を

ありがとう  
ございます

新型コロナ感染拡大防止のため、ご利用・ご活用ください

秋田県 LINE 公式アカウント

秋田県—新型コロナ対策  
パーソナルサポート  
新型コロナウイルスに関する  
情報をお知らせします



<https://line.me/R/ti/p/%40885tzcfnf>

秋田県版新型コロナ安心システム

県内の施設やイベント会場  
等で感染が確認された場合、  
必要な情報をLINEメッセージ  
でお知らせします



<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/50770>

接触確認アプリ COCOA

厚生労働省ホームページ



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoo\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoo_00138.html)

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧等

新型コロナウイルス感染症  
対策(内閣官房)



<https://corona.go.jp/>



## 新型コロナウイルス対策を踏まえた 適切な医療機関の受診（上手な医療のかかり方）について

### コロナ禍でも医療機関で必要な受診を

- 1 過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性があります。
- 2 コロナ禍でも持病の治療や予防接種・健診等の健康管理は重要です。
- 3 医療機関では感染防止対策が行われています。
- 4 具合が悪いなど健康に不安がある時は、まずはかかりつけ医に相談しましょう。

#### 1 過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性があります。

新型コロナウイルス感染症への感染の懸念から、医療機関への受診を控える傾向が強まっています。過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性もあります。



#### 2 コロナ禍でも持病の治療や予防接種・健診等の健康管理は重要です。

発熱、咳や腹痛などの症状は新型コロナウイルス感染症に限りません。それ以外の病気の可能性もあるため、必要な受診を控えると手遅れになることもあります。また、定期的に飲んでいる薬を切らすと、持病が悪化してしまうおそれがあります。予防接種はタイミングを逃さず接種してください。健診も病気の早期発見・早期治療の大事な方法です。リハビリも可能な範囲で継続することが大切です。



### 3 医療機関では感染防止対策が行われています。

現在、厚生労働省では医療機関に感染防止対策の徹底をお願いしています。医療機関では、院内感染防止のガイドライン等に基づき、感染対策に取り組んでいます。さらに患者の皆さんにわかりやすいマークや自主的ガイドラインによる取組により、しっかりした感染防止対策が行われています。



### 4 具合が悪いなど健康に不安がある時は、まずはかかりつけ医に相談しましょう。

自己判断で受診を控えることで、慢性疾患の症状悪化により、新型コロナなどのウイルスに対抗できない状態になることがあります。

かかりつけ医に相談しながら健康や持病を管理していくことが新型コロナウイルス対策にもとても重要なため、心配な場合は、まずはかかりつけ医に相談しましょう。



「上手な医療のかかり方」プロジェクトに関するお問い合わせ

✉ [info@kekarikata.jp](mailto:info@kekarikata.jp) ☎ 0120-918-405

受付時間：10:00～17:00 土・日・祝日を除く

※Eメールの受信は24時間受け付けておりますが、ご返信にはお時間を頂戴しております。予めご了承ください。

## 感染拡大地域との往来制限の緩和について

令和 2 年 9 月 29 日  
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

### 【これまでの経緯】

- 東京都における新規感染者の増加を受け、7月8日に本部会議を開催し、首都圏への移動については、より慎重にさせていただくよう注意喚起を実施
- お盆の帰省時期や夏休みを控え、8月3日の知事定例記者会見で、首都圏など感染拡大が進んでいる地域との往来については、真にやむを得ない場合を除き控えるよう強い注意喚起のメッセージを発表し、8日には新聞広告で県民に呼びかけ  
8月31日の知事定例記者会見で、往来の制限について9月以降の継続を公表
- 9月10日、東京都は都外への旅行の自粛を求めないことを発表
- 国は10月から「Go To トラベル事業」に東京都発着の旅行を追加

### 【10月1日以降の見直し】

- 訪問先の感染状況に注意しながら、首都圏などとの往来も差し支えないものとするが、マスクの着用や三密となる場の回避など感染防止策の徹底を呼びかけ

- ・ 旅行先では混雑を避け、人と人との間隔を確保する。
- ・ 感染防止策が取られていない店舗の利用、三密となる場での会食等は避ける。
- ・ 「新しい旅のエチケット」を参照し、マスクの着用やこまめな手洗を徹底する。
- ・ イベントや飲食店などでカラオケをしたり大声を出したりしない。
- ・ 接触確認アプリ「COCOA」を活用する。
- ・ 発熱や体のだるさ、味覚・嗅覚に異常を感じたときは外出せず、「受診相談センター」に速やかに相談する。
- ・ 帰県後の健康観察や周辺の方々との接触には十分留意する。

# 新型コロナウイルス 感染症対策について

---

令和2年9月29日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

# ■ 感染拡大防止に向けたお願い

---

## 1 開始期間

令和2年10月1日（木）から

## 2 対象区域

秋田県全域

## 3 内容

### （1）県外との往来

- 都道府県をまたぐ移動については、訪問先の感染状況に注意しながら、首都圏等を含め行っても差し支えないものとしませんが、感染防止策の徹底をお願いします。
- 旅行先では混雑を避け、人と人との間隔を確保するようお願いします。
- 訪問した場合は、感染防止策がとられていない店舗の利用や、例えば「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場面」の3条件が重なる「三密」の場での会食は避けるなど、最大限の注意をお願いします。
- 政府が推奨する「新しい旅のエチケット」を参照の上、「マスクの着用」や「手洗い」などの基本的な感染対策を実施するとともに、「接触確認アプリ（COCO A）」の活用をお願いします。

## ■ 感染拡大防止に向けたお願い

- 出発前・帰県後に発熱や体のだるさ、味覚・嗅覚に異常を感じたときは無理に外出せず、「あきた新型コロナ受診相談センター」に速やかに相談するようお願いいたします。

また、帰県後は、周辺の方々との接触には十分留意するとともに、例えば、2週間の行動歴を記録するなど感染拡大リスクを最小限にするための取組をお願いいたします。

<外出自粛の段階的緩和>

	外出自粛	
	県をまたぐ移動	県をまたぐ観光
感染状況を見つつ、 9月30日（水） まで維持	○	△ 首都圏など感染が拡大している地域は控える
<u>10月1日（木）</u> ～		◎

# ■ 感染拡大防止に向けたお願い

## (2) 基本的な感染対策の実施

- 今後、早期診断や治療法の確立、効果的なワクチンの開発等が実現するまでは、長丁場で感染の拡大防止と社会経済活動の両立を図っていく必要があります。  
県民及び事業者の皆様には、感染のまん延を未然に防ぐため、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策に加え、「人との接触を8割減らす、10のポイント」や、政府が推奨する「新しい生活様式」を参照の上、引き続き適切な感染防止策に取り組みながら生活を送るようお願いいたします。
- 発熱や体のだるさ、味覚・嗅覚に異常を感じた際は、無理に出勤や登校せず、「あきた新型コロナ受診相談センター」に速やかに相談されるようお願いいたします。

## (3) 「密閉」「密集」「密接」の「三密」を避ける

- 集団感染の原因となり得る「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場面」の3条件が重なる場を避けていただくようお願いいたします。  
※ これまで、繁華街の接待を伴う飲食店やライブハウス、スポーツジム等においてはクラスターが発生していること、不特定多数での会食やカラオケを行うこと、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、スポーツ観戦等で大声を出す）などにはリスクが存在することに留意

## ■ 感染拡大防止に向けたお願い

### 【感染リスクを高めやすい場面とリスク】

具体的には、次のような場面において感染が広がっていることが確認されているので、注意すること。

#### ① 飲食を伴う懇親会

- ・ 飲酒に伴い聴覚が鈍くなり大声になりやすいほか、飲酒の影響で警戒が低下
- ・ 区切られた狭い空間への長時間、大人数での滞在

#### ② 大人数や深夜におよぶ飲食

- ・ 深夜におよぶ飲食は、昼間の通常の食事に比べ感染リスクが高まる懸念

#### ③ 大人数やマスクなしでの会話

- ・ 接客や仕事後、休憩時間などでのマスクを外した会話

#### ④ 仕事後や休憩時間

- ・ 仕事後や休憩時間での密な状況の発生

#### ⑤ 集団生活

- ・ 学校の寮など大人数が閉鎖空間に長時間一緒に滞在

#### ⑥ 激しい呼吸を伴う運動

- ・ 換気の悪い閉鎖空間における人と人との距離が近い状態での激しい呼吸を伴う運動

#### ⑦ 屋外での活動の前後

- ・ 屋外での活動前後の車での移動や食事などでの三密の発生

# ■ 感染拡大防止に向けたお願い

## (4) 各施設における感染防止策の実施

- 各施設管理者の皆様においては、【別紙1】施設に応じた感染拡大を予防するための工夫例を参照の上、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等を行うことを含め、「三密」を避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなど、基本的な感染防止策の徹底を図りながら事業活動を行うようお願いいたします。
- 従業員の働き方について、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤など人との接触を低減する取組をお願いいたします。
- また、各業界団体が作成する業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿った取組の徹底をお願いいたします（内閣官房【<https://corona.go.jp/>】：新型コロナウイルス感染症対策「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」を参照）。
- 施設やイベント会場の利用者等が感染した場合などにLINEでお知らせする「秋田県版新型コロナ安心システム」の導入をお願いいたします（詳しくは県ウェブサイトのサイト内検索でコンテンツ番号「50770」を検索）。

# 【別紙 1】 施設に応じた感染拡大を予防するための工夫例

屋 外		屋 内								
運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容ほか 対人サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店	パチンコ等 の遊技場	
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限、滞在時間の制限			滞在時間の制限	少人数で滞在 時間の制限	乗車人数制限、 時差通勤	入場人数の制限 、滞在時間の制 限、大人数での 座敷使用の回避	入場人数の制 限、滞在時間 の制限
	接触スポー ツの制限	密の注意 喚起掲示	入退室時（行列を含む）等に 2m を 目安とした人の距離			四方を空けた 席配置、客と 客の間に仕切 り	入退出時等の 間隔の確保	座席間隔に 留意	真正面は避け る、客と客と の間に仕切り、 座席間隔を空 ける（1～2 m）	入退出時（行列 を含む）等に 2 m を目安とした 人の距離
		四方を空け た席配置	レジ等で間隔を 空ける（床に印 をつける等）	四方を空けた席 配置、展示配置 の工夫	四方を空けた 席配置、生徒 と生徒の間に 仕切り		座席間隔に 留意（2m を目安）			
密集	-		頻繁な換気（窓開け、扇風機）					テラス席、2方 向換気、密閉し た個室の使用回 避・定員の半分 での利用	頻繁な換気 （窓開け、 扇風機）	
	-		マスク着用	マスク・フェイ スガード等着用	マスク着用	マスク・フェイス ガード等着用	マスク着用			
密閉	-		対面する場でのビニールカーテン等設置、対面機会を避ける						大声での会話自粛、 音楽などの音を最 小限にし客同士が 大声で会話してい ないか確認	
	スポーツ後の 飲み会等は 控える	-	入場時手指衛生			こまめな 手洗い	-	入場時手指衛生		
	-		施設及び共用物品（使い捨て物品の活用）・設備の消毒（特に客の入替時）、清掃、キャッシュレス						大皿の自粛	
	-		（滞在時間が長い場合）入場時体調チェック				-	酒類の提供 時間の配慮	（滞在時間が 長い場合） 入退場時体調 チェック	
従業員や出入業者の衛生対策（発熱・かぜ症状時の適切な対応）、三密対策、休憩や食事の分散										

# ■ 感染拡大防止に向けたお願い

## (5) イベント・行事等の開催

- イベント・行事等については、感染防止策を講じた上で次により開催するようお願いいたします。
- 全国的な人の移動を伴うイベント（主に観客等の他都道府県からの往来が想定されるもの（選手や出演者等は除く。））又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催を主催される方は、県への事前相談をお願いいたします（詳しくは県ウェブサイトのサイト内検索でコンテンツ番号「51207」を検索）。

<イベント・行事等の参加人数の上限等：11月末まで>

	収容定員が設定されているもの			収容定員が設定されていないもの	
	5,000人以下	5,001人～10,000人	10,000人超	入退場時や区域内の適切な行動確保が可能	入退場時や区域内の適切な行動確保が困難
・ 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの  クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会、地域の行事等	<b>収容定員</b>  ※空席を設ける必要はない。	<b>5,000人</b>	<b>50%</b>	<b>密が発生しない程度の間隔</b> (最低限人と人が接触しない程度の間隔)	<b>十分な人と人との間隔 (1m)</b>
・ 大声での歓声・声援等が想定されるもの  ・ 食事を伴うもの  ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント、地域の行事、結婚披露宴や葬儀での会食等	<b>50%</b> ※個人又は5人以内のグループの間に1席以上空席を設ける。ただし、5人以内のグループ内では空席を設けなくともよい(この場合50%を上回ることも可だが、上記人数を上限とする。)  【イメージ：●人、×空席】 ・個人の場合 [ ●×●×●×● ] ・5人以内のグループの場合 [ ●●×●●●●×● ]			<b>十分な人と人との間隔 (1m)</b>	※花火大会や野外フェスティバル等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものは、中止を含めて慎重に判断  ※地域で行われる盆踊り等、参加者がおおよそ把握できるものについては、感染防止対策を徹底した上で実施可能

(注) 別紙2「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」及び別紙3「感染防止のチェックリスト」の実施が前提。なお、実施できない場合は、屋内は5,000人又は収容定員の50%のどちらか小さい方が上限。屋外は5,000人を上限とし、十分な間隔（できれば2m）を確保。  
 なお、食事を伴うものの「食事」には、映画館のポップコーンなど菓子等の軽食を含み、飲料を含まない。

# ■ 感染拡大防止に向けたお願い

---

## (6) 感染拡大の傾向が見られる場合の措置の実施

- 感染拡大の傾向が見られる場合は、「感染警戒レベル」を踏まえ、外出自粛要請やイベント開催の中止又は延期要請、施設の使用制限など必要な対策を速やかに講じるものとします。

## (7) 誹謗中傷の禁止

- 感染者や濃厚接触者及びその家族、医療関係者等に対する嫌がらせやSNSでの誹謗中傷や人物の特定は人権侵害に当たるほか、不安や恐怖心から受診や相談、疫学調査への協力をちゅうちょさせ、感染拡大のリスクを高めることにもつながりますので、絶対に行わないようお願いします。

## 【別紙2】 収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

1. イベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」を確認した上で、少なくとも以下の措置が担保され、感染防止の取組を公表
2. 消毒の徹底
3. マスク着用の徹底（忘れた者への対応により着用率100%とすること）
4. 有症状の参加者及び出演者の制限（検温の実施、有症状者の出演・練習の制限、有症状者への払い戻し措置の規定等）
5. 参加者の把握（事前予約時又は入場時における連絡先の確実な把握、接触確認アプリ(COCOA)や秋田県版新型コロナ安心システムの利用の声かけやQRコードの掲示)
6. 大声を出させない対応（注意・対応できる体制整備、鳴り物禁止等）
7. 密集の回避（イベントの入退場時や休憩時間における三密の抑止）
8. 演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除（演者・選手等と観客がイベントの前後、休憩時間等に接触しないようにする）
9. イベント前後の行動管理（交通機関、飲食店等の分散利用を呼びかけるなど）

# 【別紙3】 感染防止のチェックリスト

## (1) 徹底した感染防止等

①	マスク着用の徹底	マスク着用状況を確認し、忘れた者への対応や個別に注意等ができるようにする。
②	大声を出さないことの徹底	大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるようにする。 (隣席者との日常会話程度は、マスク着用の上で可能) 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 (最低2m)

## (2) 基本的な感染防止等

③	手洗	こまめな手洗を促す。
④	消毒	こまめな消毒を行うほか、消毒液を設置し、手指消毒を促す。
⑤	換気	法令を遵守した空調設備により、こまめな換気を行う。
⑥	密集の回避	時間差入退場などで入退場時の密集を回避し、待合場所等が密集にならないよう工夫する。
⑦	飲食の制限	飲食用に感染防止策を行ったエリア外での飲食を制限し、休憩時間中やイベント前後の食事等による感染防止を徹底する。
⑧	参加者の制限	入場時の検温を行い、入場を断った際の払い戻し措置等を規定しておく。
⑨	参加者の把握	可能な限り事前予約制にするか、入場時に連絡先の把握を行う。 接触確認アプリ(COCoA)や秋田県版新型コロナ安心システムの活用を促す。
⑩	催物前後の行動管理	イベント前後の感染防止への注意を呼びかける。

## (3) 手続等

⑪	入退場やエリア内の行動管理	入退場や区域内の行動管理ができないものは、開催を慎重に検討する。
⑫	地域に応じた対応	県の方針や業種別ガイドラインを確認し、イベントにおける感染防止の取組を公表する。全国的又は1,000人を超えるイベントは、県に事前相談を行う。